

## 請負者施工成績評定要領

(趣旨)

第1 この要領は、市営建設工事の請負者に係る施工成績の評定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 施工成績の評定（以下「評定」という。）を行う工事は、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年花巻市告示第9号）第2条に規定する「市営建設工事」のうち、完成検査時点の請負金額が130万円以上の工事とする。ただし、既設浄化槽の解体等を伴わない10人槽以下の浄化槽設置工事、柵取出工事を除く。

(評定者及び評定の時期)

第3 評定は、当該工事の監督員が所属する課長又は課長の任命した者（以下「課長」という。）、監督員及び検査員の3者がこれに当たるものとし、課長及び監督員にあっては、工事の完成時に、検査員にあっては、完成検査を終了した時点で行うものとする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに独立して公正かつ公平に行うものとする。

2 評定は、別紙の土木工事請負者施工成績調書、建築・設備工事等請負者施工成績調書、土木工事請負者施工成績調書（250万円未満）、建築・設備工事等請負者施工成績調書（250万円未満）及び上記調書の細目別評定点採点表により行うものとする。

3 検査員による評定で、出来形及び出来ばえは、主たる工種について評定するものとする。

(評定点の活用等)

第5 市長は、評定を行った場合においては、その評定点を当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に対して請負者施工成績評定通知書（様式第1）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知を行った場合は、通知の写しを財務部契約管財課において、閲覧により公表するものとする。公表期間は公表後1年間とする。

3 第4第2項による当該工事の評定点は、市営建設工事請負資格審査の等級別の格付けに係る主観的事項の審査項目として評点化するものとする。

(評定の修正)

第6 市長は、第5の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、速やかにその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

3 前条の通知を行った場合の公表については、第5第2項の規定を準用する。

(説明請求等)

第7 第5又は第6による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、請負者施工成績評定通知に関する説明要求書（様式第2）により市長に対

して評定の内容について説明を求められることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、請負者施工成績評定に係る説明書（様式第3）により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答を行った場合においては、請負者の提出した書面及び回答を行った書面を、財務部契約管財課において閲覧により公表するものとする。公表期間は公表後1年間とする。

（請負者施工成績評定審査委員会）

第8 請負者から、評定点に関する再説明の申請に対し、当該評定内容の審議を行う機関を設置することとし、設置の詳細については別途定める。

（再説明請求等）

第9 第7第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、請負者施工成績評定通知に関する再説明要求書（様式第4）により市長に対して再説明を求められることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、請負者施工成績評定審査委員会の審議を経て、請負者施工成績評定に係る再説明書（様式第5）により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年2月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月27日から適用する。